

# 鳥取県中部圏域における親子のよい歯のコンクール表彰実施要綱

## 1 目的

中部圏域において健康な歯を持つ幼児とその父母を表彰することで、歯科保健に対する関心を高め、もって中部圏域住民の健康増進を図ることを目的とする。

## 2 対象者

表彰の対象者は、表彰の前年度に3歳児歯科健康診査を受診し、各市町から選出された幼児とその父親又は母親とする。

## 3 選出方法及び選出基準

「鳥取県親子のよい歯のコンクール知事表彰実施要綱」に準じる。

審査員は、鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議（部会：鳥取県よい歯のコンクール審査会）で任命された歯科医師2名とする。

## 4 表彰

### （1）表彰の区分

- ①中部総合事務所長表彰 最優秀賞2組（父子の部1組、母子の部1組）
- ②一般社団法人鳥取県中部歯科医師会会長表彰 優秀賞（最優秀賞者以外の参加者）

### （2）表彰方法

表彰は、総合事務所長が定める方法で行い、被表彰者には表彰状及び副賞を授与する。

## 5 鳥取県審査への推薦

選出基準に適合する最優秀者2組（父子の部1組、母子の部1組）を県のコンクールに推薦する。

## 附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。